

1973年5月24日



The Britannia Steam Ship
Insurance Association Limited

メンバー各位

カナダ北極海域汚染防止法 (Canadian Arctic Waters Pollution Prevention Act)

この法律は1972年8月2日に発効したが、賠償資力の証明に関する規則の形式についてはP&Iクラブとカナダ政府の間で議論を重ねてきたが、ようやく最近両方で意見の一致を見た。この規則の発効を機に、各位には以下の諸点にご注意いただきたい。

- 1 同法の適用はカナダ北極海域北緯60度以北に限定される。
- 2 船主はカナダ北極海域における「廃棄物」の投棄に対し有責とされる。ただしその責任制限については1969年油濁民事責任条約に従う。「廃棄物」の定義は同条約における「油」のそれと同じである。すなわち原油、重油、重ディーゼル油、潤滑油、鯨油などの持続性油で、船舶が貨物として輸送中のものであるか、船舶の燃料中のものであるかを問わない。
- 3 ばら荷の「廃棄物」を積載してカナダ北極海域に進入する船舶の船主はすべてカナダの運輸大臣に宣誓申告書を提出しなければならない。
- 4 船舶が2,000トンを超えるばら積みの「廃棄物」を**貨物**として運送する場合、船主は宣誓申告書と共に保険証券特別追認状の副本を提出する必要がある。この特別追認状はクラブから入手できるが、クラブは30日間の保険解約予告通知を同大臣に提出できることにご注意いただきたい。

同法が適用されるカナダ北極海域に一隻以上の船舶を差し向けることを計画中の向きは、賠償資力証明に関する規則および上記3項または4項で言う運輸大臣に提出すべき申告書に記入すべき情報などにつき説明する「船主への指示書」一部を差し上げたいので、是非クラブまでお知らせいただきたい。

特別追認状がご入用の向きはくれぐれも遅滞なくお知らせいただくようお願い申し上げます。

以上